

《優先して取り組むべき重点事項》

- 国に対し、急激な物価高騰が市民生活と本市の地域経済に深刻なダメージを与えているため、消費税を緊急に5%に引き下げるとともに、中小企業や小規模事業者の淘汰につながり、地域経済を一層衰退させる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を中止するよう要請すること。
- 国に対し、憲法9条の改定に反対の意思を示すこと。「敵基地攻撃能力の保有」、「軍事費5年間で43兆円」など、憲法違反の「大軍拡、大増税」の中止を求めること。憲法違反の集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回と、「安保法制」、「秘密保護法」、及び「共謀罪法」の廃止を求めること。
- 女性副市長を中心に、総合的なジェンダー平等のための施策を推進すること。
- 「マイナンバー制度」は、国が年金、医療、介護、雇用、納税・給与に加えて、診療情報などへの拡大も狙っており、さまざまな個人情報が「芋づる式」に引き出され、国民の権利を脅かすことが懸念される制度である。国に対し、廃止を要請すること。
- 市として公契約条例を制定すること。市の「中小企業振興条例」にもとづき、中小企業の仕事と雇用確保のため支援を強め、公共事業は市民生活に直接役立つ教育、福祉、市営住宅などを優先し、「住まい向上リフォーム促進事業」を復活させること。
- 若者などを過酷な労働に追い立て、使い捨てる“ブラック企業”をなくすために、国・県とも連携して長時間労働の是正等の対策に早急に取り組むこと。市内大企業による一方的なりストラ「合理化」から労働者の雇用を守るため、市として適切な対応を行うこと。
- 国に対し、高額な大学等の学費を速やかに半額にするとともに、入学金制度を廃止するための予算拡充を要請すること。本市独自で所得制限のない給付型奨学金を創設し、学費の引き下げにより、学生・若者支援を強めること。
- 市内855ヶ所の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県に「急傾斜地崩壊対策事業（大規模崩壊対策）」の対象要件、及び小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めるとともに、本市独自の対策を講ずること。
- 「北九州市平和のまちミュージアム」は、市並びに議会による「非核平和都市宣言」の趣旨を内外に発信するため、その運営や展示内容に市民の意見を十分に反映させること。戦争の悲惨さを若者に継承するなど平和教育のセンターにふさわしいものとすること。「核兵器禁止条約」を展示し、市民にアピールすること。
- 国民健康保険料を前年度比で1世帯平均1万円以上引き下げる。子どもの均等割りを廃

止すること。

- 介護保険料の軽減制度のさらなる改善をはかり、利用料の軽減制度を実施すること。介護施設の整備を行い、待機者を解消すること。
- 高齢者の社会参加を促進するため、バス、JR、モノレール、タクシーにも使える「高齢者福祉乗車券」の発行等、施策を充実させること。補聴器の購入助成制度を創設すること。
- 子どもの医療費支給制度を拡充し、18才まで完全無料化すること。
- 学校給食費を無償化すること。
- 教員の多忙化解消の取り組みを強めること。非正規教員の正規化をすすめること。早期に市立中学校の全学年で35人以下学級を実現し、さらに小・中学校で20人程度への学級編成の改善を目指すこと。
- 小・中学校の統廃合計画は、保護者、地域の声にもとづき、少人数学級を展望して見直すこと。
- 必要性、採算性、安全性において妥当性を欠く「下関北九州道路」の建設設計画を中止すること。
- OECD（経済協力開発機構）によりアジア地域で初めて選定された「SDGs」推進に向けた「世界のモデル都市」として、2050年の本市の温室効果ガス排出「実質ゼロ」実現に向け、2030年までの目標を明確にかかげて、地球温暖化防止対策を積極的に推進すること。
- 気候危機を開拓するため、「省エネ、再エネ」で2030年までにCO₂を50%～60%削減するための改革をはじめとした戦略を策定し、気候変動危機に本気で取り組むことを国に対し強く要請すること。
- 脱原発の立場を明確にし、国や電力事業者、並びに関係機関に対し川内原発と玄海原発の稼働停止、及び玄海原発のプルサーマル発電の中止を求めるとともに、原発から再生可能（自然）エネルギーへの転換に向けて、強く働きかけること。
- 新たな「行革」による民間委託・指定管理の拡大は、公務労働を変質させ、市民サービス低下をもたらすと同時に、職員削減の結果、労働強化、健康破壊をもたらすものであり中止すること。
- 「公共施設マネジメント」は、計画段階から市民説明を十分に行い、利用者、市民の多様な意見を踏まえたものとすること。引き上げられた公の施設の利用料、縮小された高齢者の減免制度をそれぞれ元に戻し、有料化した学校施設は無料に戻すこと。

1. 市民の医療と福祉を充実すること

■新型コロナウイルスをはじめ感染症から市民を守るために

新型コロナウイルス感染拡大によって、この3年間多くの市民のいのちが失われるとともに、医療、介護、福祉の従事者や事業所に重たい負担がのしかかってきました。

5月8日から感染症法上の位置づけが5類へ移行しましたが、それ以降の新規感染者数は増加傾向になっています。

また、気候変動や生活環境の変化により、新たな感染症の発生とその拡大への懸念が示されており、引き続き基本的な感染防止対策を続けるとともに、これまでの教訓を踏まえて、日頃から感染症に備える体制を整えておくことが求められます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、入院調整やクラスター発生時の対応等、医療の現場の混乱や負担の増大を招かないよう、その要望、意見を踏まえて十分な措置を講じること。
- (2) 感染防止対策や公衆衛生行政の充実のために、保健所、保健環境研究所に十分な人員を配置すること。当面早急に市内に保健所を複数設置し、さらに行行政区毎に設置する検討を行うこと。
- (3) 検査と治療薬に誰もが簡単にアクセスできるよう、即応体制を確立すること。
- (4) 感染症に対しても対応できるよう、各区に感染外来を設置し、常に一定の入院療養病床を確保しておくこと。
- (5) 感染やワクチン接種に伴う後遺症の相談窓口を設けるとともに、診療体制を確保すること。

■高齢者・障がい者福祉の充実で安心のまちづくりを

＜高齢者福祉＞

長年、社会のために貢献してきた高齢者に、健康で安心の生活を保障することは、国と自治体の責任です。政令指定都市のなかで人口の高齢化が最も進行している本市において、高齢社会対策の取り組みは、引き続き切実な市民要望となっています。

- (1) 「いのちをつなぐネットワーク事業」の体制充実をはかり、地域の民生委員・児童委員への支援を強化するなど、高齢者をはじめ支援を必要とする市民が安心して暮らせるよう福祉施策を抜本的に強めること。
- (2) 民生委員・児童委員と福祉協力員の協力体制を充実させ、地域の見守り・支援体制の構築と、いのちをつなぐネットワーク関係機関との連携強化を図ること。民生委員の活動を支援するため、増員や活動費の増額等、負担軽減に向けた取り組みを強めること。
- (3) 高齢者の社会参加を促進し、日常生活を支援するため、路線バス、JR、モノレール等の公共交通機関、及び福岡市のようにタクシーを対象とする「高齢者福祉乗車券」の発行等施策を充実させること。

- (4) 訪問給食サービスを拡充し、高齢者などの食の確保を図るとともに、孤独死防止対策の一環として機能させること。
- (5) あんしん通報システム（旧緊急通報システム）は、携帯電話でも利用できるよう改善すること。
- (6) 家庭・職場・生活道路など、日常生活の場からバリアをなくすとともに、公共交通機関など移動手段の整備・拡充を図るなど、高齢者及び障がい者福祉計画を充実すること。
- (7) 縮小した敬老祝金制度を元に戻すこと。
- (8) 若年性認知症対策として、市の東西2カ所で就労希望者を応援するデイサービスを行うこと。アルツハイマー症の進行防止・回復と、家計の困難に直面する本人への支援について、全国の先進例から学び、効果的サービスを開始すること。
- (9) 市内に5カ所の「認知症疾患医療センター」を全区に設置すること。
- (10) 「認知症支援・介護予防センター」の人員体制と事業内容を、さらに充実させること。
- (11) 加齢性難聴者の補聴器購入への助成制度を創設すること。
- (12) 国に対し、以下のように年金制度を改善するよう強く求めること。
 - ①「マクロ経済スライド」による年金切り下げを撤回すること。
 - ②誰でも月額5万円が支給される最低保障年金を創設し、支払った保険料に見合う額をそれに上乗せする二階建ての年金制度への改正を行うこと。
 - ③年金の支給を現在の隔月支給から、国際標準の毎月支給に変更すること。

＜介護保険＞

本市の介護保険第1号被保険者の保険料基準額は、制度発足の2000年度と比べて2倍を超えており、被保険者の収入に対する保険料の負担割合は、低所得者層や基準額層に重くのしかかっています。そのために、保険料滞納者が毎年給付制限を受けています。

一方、コロナ禍による介護サービスの利用減少による収入減等ともあいまって、介護事業所の経営は依然厳しい状況が続いている。介護労働者の待遇は一定改善されましたが、引き続き低賃金等の理由により離職率が高く、人手不足は深刻であり、さらなる改善が必要です。

- (1) 国に対し、介護保険制度に関し、以下のように求めること。
 - ①介護報酬を適正に引き上げること。
 - ②2024年度の介護保険法改定に向け、要介護度1・2の人を保険給付の対象から除外することをやめ、要支援者の訪問介護・通所介護を保険給付に戻すこと。
 - ③軽度者が利用する福祉用具を、自己負担化する介護保険制度の改悪をやめること。
 - ④家事援助サービスの停止をやめ、必要な人が十分サービスを受けられるよう、改善すること。
- (2) 市民の介護保険料負担を軽減するため、本市介護保険特別会計への一般会計からの独自の繰り入れを行うなど、必要な措置を講じること。
- (3) 地域支援事業については、報酬単価の設定を含めて事業者の意見を十分に聴取し、利用者に適切なサービスが提供されるよう改善すること。
- (4) 特別養護老人ホームへの入所を原則要介護度3以上とした改悪、サービス利用料の引き

上げ、地域支援事業の対象拡大、ケアプラン作成の有料化など、介護保険制度のさらなる改悪を撤回するよう国に求めること。

- (5) 介護を必要とする市民の多様なニーズに応じて、市として独自に必要なサービスを確保する対策を実施すること。
- (6) 市民センターを健康づくり・介護予防の拠点に位置づけ、保健師などの専門職を配置すること。市民センターの機能に支障をきたすことがないよう「年長者いこいの家」の活用や市民センターの拡充も含めて検討すること。
- (7) だれもが、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、市独自の利用料減免制度を創設すること。また、境界層措置の該当者がもれなく申請できるよう、市民及び現場職員に周知徹底すること。
- (8) 特別養護老人ホーム、小規模介護老人福祉施設などのさらなる増設をはかり、待機者を解消すること。年金収入が少ない、或いは入所保証人が立てられないなどの理由により入所できないという事態を招かないよう、市として必要な支援策を講じること。地域密着型サービスの充実等、在宅福祉サービスの充実をはかること。
- (9) 介護報酬引き下げの影響による介護従事者の就業の実態を調査・検証すること。また、介護労働者確保のための育成と研修によるサービスの向上をはかるとともに、生活できる賃金の保障、及び腰痛予防対策を含む労働条件の改善に向けて事業者を指導すること。
- (10) 訪問介護者が効率的に働くよう、訪問時の路上駐車問題について対策を講じること。
- (11) 要介護認定に関して、利用者に不利益と不公平感が生じないよう、市として検証を行うこと。
- (12) 日常生活介護（ホームヘルプサービス）の利用者に対し、時間短縮を機械的に押し付けないよう事業者を指導すること。
- (13) 所得税の障害者控除が適用される要介護者に対し、啓発と申請援助を行うこと。
- (14) ユマニチュード（ニケアをされる患者と、一人の人間として向き合う事から生まれる認知症ケア）について、本市でも研究をすすめること。

＜障がい者福祉＞

障がいを持つ人が安心して、人間らしく生きることができるよう、現行の障害区分を廃止し、支援の必要に応じた新たな法制度を作ることを国に強く求めるとともに、市独自の対策を講じることが必要です。

- (1) 国に対して、障がい者福祉を充実させるため、以下のように求めること。
 - ①障がい者総合支援法を見直し、「基本合意」「骨格提言」にもとづく、障害者総合福祉法の制定とともに、応益負担は廃止し、障がい者の福祉・医療を無料にすること。
 - ②障害基礎年金の支給額を増額するなど、制度を改善すること。
 - ③「特別障害者手当」について、障害者手帳がないと申請できないとの誤解を生じさせないために、名称を変更すること。
- (2) 65歳から74歳までの市民が重度障害者医療の適用を受けようとする場合、後期高齢者医療制度への加入を前提条件としている福岡県の運用について、国の指導に従って見直すよう要請すること。

- (3)「重度障害者医療費給付制度」の所得制限をなくすこと。
- (4)県に対して「精神障害者医療給付制度」の対象を2級まで拡大するよう求めること。本市として、入院も対象にする独自の措置を講じること。
- (5)障がい者が地域で生活できるよう、グループホーム・ケアホームなど必要な施設を設置し、職員の配置を十分に行うこと。事業者に対しては、腰痛予防対策を含む労働条件の向上について、適切な指導を行うこと。特に24時間、切れ目のない支援と見守りを必要としている知的障がい者のために、昼夜一体の施設を設置すること。
- (6)地域での社会参加やスポーツなどの余暇活動を保障するために、団体やボランティアなどへの支援を行い、障がい者の社会参加を促進する体制をさらに整備すること。
- (7)障がい者小規模共同作業所の安定した運営への支援を拡充するために、補助金のいっそこの増額や、認可を促進するための援助と指導を行うこと。
- (8)障がい者の雇用を守るため、監査強化で不正防止に全力をあげるとともに、事業所の安定経営のための支援を強めること。
- (9)「障害者優先調達推進法」に基づき、本市による市内の障がい者共同作業所等の製品購入をさらに拡大すること。
- (10)北九州市立総合療育センターを充実させること。
①利用者の声を聞き、いっそうの充実をはかること。
②必要な医師の確保をはかること。
③MR-Iの導入など医療機器の整備を行い、機能を充実させること。
④併設の発達障害者支援センター「つばさ」については、人員体制や運営等のさらなる充実に努めること。
⑤西部分所の人員体制や運営等のさらなる充実に努めること。
- (11)精神障がい者の公共交通機関等の料金割引制度は、他の障がいと同等に適用するよう、関係事業者への働きかけを強めること。
- (12)乗車距離が101km以上の場合に適用するとしているJRの障がい者料金割引制度について、他の公共交通機関と同等の制度に改善するよう、関係機関に働きかけるとともに、JR各社にも直接要請すること。
- (13)「重度障がい者のタクシー運賃助成制度」について、障がい者の日常生活支援と社会参加の促進のため、利用できる枚数を現行の年間48枚から大幅に増やし、月々の使用枚数を制限することなく年間を通じて使用できるよう改善すること。自家用車を使用している人には、ガソリン代の給付も選択できるよう制度を見直すこと。
- (14)聴覚障がい者支援のため、行政窓口や高齢者福祉施設に専門の支援員を配置すること。関係団体の意見を十分に聴取し、「手話言語条例」の制定に向けた準備をすすめること。
- (15)基幹相談支援センターと各区役所窓口等に、聴覚障がい者の手話相談員を配置すること。
- (16)市の障がい者雇用の法定雇用率が守られているか、日常的にチェックすること。障害者雇用促進法にもとづいて、市の職員として精神障がい者、知的障がい者を含めた採用に積極的に取り組むこと。
- (17)障がい者が65歳を過ぎると介護保険が優先適用とされているため、1割負担とサービスの大幅な後退で耐え難い負担になっている。障がい者が65歳以上になっても、負担増や介護サービスから排除されないように、障がい者サービスの上乗せや横出しなど本市独

自の改善を行うこと。

- (18) 「特別障害者手当」については、障害者手帳がなくても申請できることを、市として市民への周知徹底をはかること。
- (19) 障がい者スポーツセンター「アレアス」は、利用者の声に基づき改善・充実すること。
- (20) 障がい者の参政権を保障するため、点字による選挙広報などの改善、在宅投票制度の拡充、投票所を増設して少しでも距離を短縮するとともに、投票所周辺の歩道の改善などバリアをなくすために手だてを尽くすこと。

■市民のいのちと健康を守るために、医療の充実したまちづくりを

だれでも安心してかかる医療の実現、健診受診率の向上や健康相談等を通じて病気の早期発見・早期治療を促進する等、市民の健康を守る市の施策をいっそう強化することが求められています。

本市の国民健康保険加入者は、高齢者と低所得者が多く、所得に対する保険料負担率は政令市のなかで最高レベルであり、法定軽減世帯が政令市中最も多い状況です。保険料が払えないため多くの世帯が、正規の保険証の交付を受けていません。国保の都道府県単位化によって、今後も市民の負担がさらに増えることが懸念されています。

また、リストラ、解雇によって被用者保険から国民健康保険へ移行する就労所得のない加入者も増えており、「高すぎる保険料」の引き下げは、ますます切実な要求となっています。

後期高齢者医療制度については、重たい保険料負担、高齢者への差別的な医療内容など、極めて問題のある制度であり、多くの国民がその廃止を強く求めています。

国は「税・社会保障一体改革」によって、70～74歳の高齢者の医療費窓口負担を2割に引き上げましたが、今後定額窓口負担の導入など、さらなる患者負担増を狙っています。

<国民健康保険、後期高齢者医療制度>

- (1) 国に対し、健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する方針を撤回し、保険証を存続することを求める。
- (2) 都道府県単位化された国民健康保険制度について、市民の負担軽減のために以下のように措置すること。
 - ①国民健康保険に対する一般会計からの市独自の繰入金を増やし、2024（令和6）年度の保険料は、前年度比で1世帯平均1万円以上引き下げる。
 - ②国民健康保険料の減免制度の申請手続きを簡略化するとともに、加入者の実態に合ったものに改善すること。政令市中、条例減免の適用世帯数が少ない自治体となっており、拡充を行う。
 - ③18才以下の子どもの均等割保険料を廃止すること。
 - ④医療費の一部負担金減免制度について、制度の周知を徹底するとともに、さらに改善をはかる。
 - ⑤保険料滞納を理由とする、国民健康保険証の機械的な取り上げはやめること。保険料を納める意志があるにもかかわらず納めることができない世帯については、正規の保険証を交付すること。閣議決定に基づく医療受診の緊急時の短期保険証交付の制度を市民に

- 周知すること。また県・市町村の協議の場で、本市の立場を表明し、福岡県国保運営方針の資格証明書取り扱いの項に明文化して県内全市町村への徹底を求めるこ。
- ⑥国民健康保険料の特別徴収による年金からの天引きについては、低所得者や滞納者に対し機械的な対応ではなく、きめ細かで丁寧な対応をすること。
- ⑦「医療を受ける必要がある」と申し出た資格証明書交付世帯には、短期保険証を交付する措置がとられていることを周知徹底すること。
- ⑧現在の紙媒体の保険証を引き続き交付すること。
- (3) 高齢者を差別する後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面、9割、8.5割、2割などの特例軽減の縮小を中止するよう求めること。福岡県広域連合に対し、次期の保険料について、剩余金、財政安定化基金等を活用して引き下げるよう要請すること。

＜健康づくり、医療体制、市民負担軽減＞

- (1) 市民の健康づくりを支援するため、特定健診・がん検診体制の改善、自己負担の無料化や個別健診の促進、保健相談・指導の充実を図ること。特定健診の項目に、認知症検査を加えること。また、それを担うスタッフとして、市の保健師を増員すること。後期高齢者医療の「歯科健診」の受診の取り組みを促進し、プランに受診率の数値目標を設定すること。
- (2) 国に対し、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチンの予防接種の無料化を求めること。当面、市の施策として他の指定都市以上の負担軽減措置を講じること。また、4,300円としている本市の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用を、近隣の行橋市等京築6市町が接種費用を1,800円としていることを参考に引き下げるこ。
- (3) 経済格差が影響して健康格差が生じている現状のは正のため、特に子どもの学校健診を通じた要治療の未受診のは正に取り組むこと。
- (4) 国に対して、B型・C型などの肝炎感染者・患者救済のために「肝炎患者支援法」を早急に制定するよう強く求めること。県に対し、拠点病院の早期設置を強く求めること。また、市として、100%の市民に肝炎ウィルスを検査する計画を立てること。市独自の患者に対する医療費の支援制度創設を検討すること。
- (5) 夜間・休日急患センターについて、深夜帯の診療を再開すること。
- (6) 経済的な理由で傷病の治療が受けられない市民を救済するため、市として市内医療機関において、無料・低額診療の取り組みが広がるよう啓発すること。また、国に対し、保険調剤薬局においても無料・低額の取り扱いが行なえるよう改善を求めるこ。当面の間は、市の補助制度を実施すること。
- (7) 国に対して、引き上げられた入院時食事療養負担額の引き下げを要請すること。
- (8) 不妊治療が保険適用されたことを受け、制度概要や相談窓口の紹介など市内医療機関と連携し、周知徹底すること。保険適用外の治療には、市独自の助成制度を維持、拡充すること。
- (9) 「健康寿命プラス2歳」のために、市営のフィットネスルームの縮小や廃止はしないこ。また、市民センターにおける筋力トレーニング、健康づくりのための料理教室などの取り組みを促進すること。
- (10) 家族の介護のために離職せざるを得ないという人が働き続けられるよう、相談窓口の周

知と丁寧な対応など、市として必要な支援に取り組むこと。

＜市立病院機構＞

- (1) 2019 年4月より独立行政法人化された医療センター、八幡病院、看護学校について、市民のいのちと健康を守る責任を持つべき設置者として、以下のように機能を充実させること。
 - ①市民の多様な医療ニーズに応えられるよう、医師、看護師をはじめ医療従事者を十分に確保し、処遇改善に全力をあげること。
 - ②総合周産期母子医療センターの新生児集中治療管理室の拡張、及び人員配置を改善すること。
 - ③経済的な事情で必要な医療を受けることができない市民を救済するため、「無料・低額診療」を実施すること。
 - ④市立門司病院について、地域住民を交えた評価委員会を設置して、運営上の課題等について検討を行い改善すること。
 - ⑤八幡病院、医療センターを中心に民間医療機関と連携して、市民の救急医療ニーズに応えられるよう体制を強化すること。
 - ⑥八幡病院小児救急センターの診療体制を充実させること。
- (2) 「ノーリフトの理念（持ち上げない看護、抱え上げない介護）」にもとづき、リフトの導入・活用で医療従事者の労働環境改善をはかること。

■最後のセーフティネットとして生活保護制度の適切な運用と改善をはかること

高齢化の進展による社会保障費の増大を口実とした消費税 10%への引き上げや、マクロ経済スライドによる年金切り下げ、昨年 10 月から一定の所得以上の高齢者医療費窓口負担が 2 倍化されるなど、社会保障制度のいっそうの改悪がすすめられています。

また、非正規雇用など不安定雇用が拡大し、2023 年 6 月までの 15 ヶ月間連續で実質賃金がマイナスとなるなど、市民の暮らしは厳しい状況が続いている。

そのような市民の生活実態のもとで、生活保護制度は最後のセーフティネットとしての役割がいっそう重要になっており、制度の充実、改善と適切な運用が求められています。

- (1) 憲法 25 条および生活保護法の趣旨に基づき、市民が安心して必要な援助を受けることができる生活保護行政の実施に努めること。
- (2) 生活保護の面接及び審査にあたっては、申請権を遵守し、以下の点に留意して対応すること。
 - ①相談に際しては、相談者や保護受給者の人権に配慮し、親身な対応に努めること。また、保護申請の意思がある人は確実に申請を受け付け、援助することができるよう相談担当の体制を充実させること。
 - ②北九州市生活保護行政検証委員会の報告を受けて見直した「手引き」を遵守し、適切な対応に努めること。
 - ③申請に対する審査期間は、法の規定にもとづいて 2 週間以内を守ること。

- ④生活保護申請に至らなかった人のうち、孤独死を防ぐための見守りが必要な人に対しては、必要な人員を配置して、状況の把握と支援を実施すること。
- ⑤交通事故の慰謝料等の臨時収入について、確定判決に従い、自立更生のための控除を認めること。
- ⑥生活保護行政フォローアップ委員会の「実情は、生活保護行政について、大方の市民は意外なほど正確な知識をもたず、旧来の風評をもとに偏見に捉われた見方をしがちである、市民は正しい認識を持つ必要がある」との指摘を受け止め、誤解や偏見を解消するための啓発に取り組むこと。
- ⑦国が「法的義務はない」としている扶養照会は廃止すること。
- (3) 相談者・受給者への人権を尊重した対応や援助、就労支援など、本来の意味での自立支援に取り組むため、ケースワーカーを増員すること。ケースワーカー1人当たりの平均担当数を80ケースとしている現在の配置基準を見直し、精神疾患・障害などケースの実情に合ったものに改善すること。
- (4) 生活困窮者やホームレスへの援助を強めること。生活保護の適用促進、緊急入院した場合の日常生活費の支給、救護施設やホームレス自立支援センターの人員増など、その機能を拡充するとともに、雇用相談などを充実すること。
- (5) 生活保護制度について、国に対し下記の事項を要望すること。
- ①生活保護の経費は、全額国の負担とすること。
 - ②医療扶助費の一部自己負担を導入しないこと。
 - ③生活扶助基準額、住宅扶助基準額、冬季加算の引き下げを元に戻し、老齢加算を復活すること。住宅扶助費に共益費（管理費）を含めること。
- ④生活保護法の改悪やさらなる生活扶助基準の引き下げをしないこと。また、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、障害者加算、在宅患者加算、出産扶助、葬祭扶助、生業扶助、教育扶助、高等学校等就学費、児童養育加算、母子加算、妊産婦加算などを削減しないこと。
- ⑤夏場の猛暑による身体への負担を軽減するため、エアコン等使用に掛かる電力料金に充てる夏季加算を創設すること。
- ⑥エアコン設置の給付は、新規及び転居の保護利用者だけでなく、2018年3月末以前の保護利用者でエアコンのない世帯への給付を行うよう国に要望すること。合わせて、エアコンの故障により利用できない世帯への住宅維持費として、修理費の支給を国に要請すること。
- ⑦生活保護受給者の医療において、一方的に後発医薬品を押し付けるのではなく、本人の希望に基づいて主治医が必要であると判断すれば、先発医薬品を認めること。
- (6) 精神疾患や障がいのある人など専門知識を要するケースに対応できるよう、専門職を配置すること。
- (7) 「就労支援プログラム」の同意を根拠に、強引、あるいは機械的な就労指導ではなく、何よりも本人の実情を尊重した、きめ細かな就労支援に改善すること。
- (8) 自動車の処分、保有、使用についての判断は、生活保護受給者の生活実態をみて適切に対応すること。自動車の保有について、国に対し資産ではなく生活必需品として認めるよう働きかけること。

- (9) 移送費やおむつ代等の一時扶助費、校外活動参加費等の教育扶助費、敷金や住宅維持費等の住宅扶助費、技能習得費等生業扶助費等々の制度を周知徹底し、申請を援助すること。
- (10) 生活困窮者自立支援制度についての市民啓発と相談窓口の充実をはかること。一時生活支援や学習支援など、任意事業をすべて実施すること。
- (11) 県下で最低レベルとなっている本市の住宅扶助基準額をカバーするため、特別基準を積極的に適用すること。
- (12) 年1回の「資産申告書」の提出は、原則任意であることを踏まえて対応すること。
- (13) 生活保護受給世帯の、防災・防火対策への支援を強めること。
- ①住宅用火災警報器の設置促進と10年更新の徹底、無線式連動型住宅用火災警報器への切り替えにより新たな見守りの共助体制を構築することの重要性を踏まえて、「日常生活用具給付事業」の活用を徹底すること。
- ②地震から身を守る対策として重要な家具固定が適切に行われているか、ケースワーカーが訪問時に点検指導を行うこと。その際に、必要な改善工事の費用負担が困難と判断される場合は、その費用を住宅維持費として給付できるよう国に改善を求めるこ。
- (14) 生活保護受給者の基本健診、各種がん検診、歯科健診、後期高齢者医療の歯科健診の受診率を、第2次健康づくりプランの数値目標にもとづいて早急に向上させること。
- (15) 「生活保護変更決定通知書」は、平易で分かりやすい書式に改善すること。
- (16) 生活保護受給者に対しマイナンバーカードの交付申請手続きを強要しないこと。マイナンバーカードを持っていないことによって、制度上の不利益を受けないよう十分配慮すること。

2. 安心して子育てができる環境づくりに全力をあげること

■子どもたちのいのちと健康を守るために

- (1) DVや虐待から子どもたちを守るため、相談窓口やワンストップ支援センターなどの体制を拡充し、緊急避難先（ホテル、公共施設など）を確保すること。
- (2) 子どもの医療費支給制度については、早急に、18歳まで入院・通院ともに自己負担のない、完全な無料化を実現すること。
- (3) 妊婦健康診査について、国が推奨する検査項目は、公費によりすべて無料にするよう、国に対し求めること。また、実現するまでは当面、市が独自に助成を行うこと。
- (4) 子どもの貧困対策については、福岡県が関連法に基づき「子どもの貧困対策推進計画」を立てているが、市としても計画のなかに数値目標を設定し、積極的に取り組むこと。
- (5) 子育て世代の住宅確保を支援するため、市営住宅の増設や、家賃補助などの拡充をはかること。
- (6) 2022年4月に積極的勧奨が再開されたHPVワクチン（子宮頸がんワクチン）は、接種により重篤な障害を発症したことが報告されているため、次の措置を講ずること。
- ①地域の病院と協力指定病院の連携によって、発症時に速やかに治療が受けられる体制を構築すること。
- ②重篤な症状のため学校に登校できない児童・生徒が学べる環境を整えること。
- (7) 市立学校の除草作業には、今後も発がん性が指摘される除草剤・グリホサートを使用し

ないこと。

(8) ヤングケアラーへの支援を充実させること。

- ①北九州市ヤングケアラー相談支援窓口について、コーディネーターが学校などへ出向く、アウトリーチ機能を十分に発揮させるため、現状の2人体制をさらに強化すること。
- ②ヤングケアラーを支援していくためは、普段の学校現場での気づきが重要であり、教職員の感度を上げるとともに、支援につなげる体制を構築すること。
- ③ヤングケアラー本人やその家族などが、「相談に来る」、「周囲が発見できる」体制をつくる事が求められており、様々な職種が事例検討を行う体制を強化すること。

■安心して預けられる保育行政を

<保育>

- (1) 年度当初ゼロとなる本市の待機児童は、夏ごろから増え続け、年度末には毎年度200～300人となることが常態化しているため、待機児童解消のために、認可保育所の増設を行うこと。
- (2) ホームページを通じた年齢別の保育所空き枠公開など、一定の改善が行われているが、その周知徹底をはかること。
- (3) 行政の保育事業に対する責任を果たすため、民間移譲を中止し、市直営保育所を守り発展させ、その地域の拠点保育所とすること。
- (4) すべての市直営保育所において、延長・一時保育を実施すること。
- (5) 病児保育は、目標の14ヶ所を早期に達成すること。また、民間の病児保育についても完全無料化すること。
- (6) 共働きの夫婦を支援するために、民間保育所だけでなく市の直営保育所において産休明け（生後43日後）保育を実施すること。家庭保育員をさらに増員すること。
- (7) 認可外保育所への財政的な援助や、園児への直接的な支援を行い、保育条件の整備を図ること。
- (8) 子どもたちの体調の変化や、アレルギー対応など、保育現場で保育士と調理員のコミュニケーションが十分取れるように、直営保育所の調理業務の民間委託を中止し、すでに民間委託している保育所は直営に戻すこと。
- (9) 公立保育所の駐車場を整備し、老朽化した施設を早急に建て替えること。
- (10) 保育所における3歳児以上の主食持参については、夏場の食中毒の危険や、冬場ではご飯が冷たく固まってしまうなど、良好な食事環境とは言えないため、食育の観点からも保育所でも完全給食を実施すること。
- (11) 保育料の第2子以降の無償化は市長の選挙公約である。財源の確保を確実に行い、無償化を実施すること。さらに、保育料の市独自軽減額を増加させ、第1子の無償化も視野に入れ、保育料のさらなる減額を行うこと。
- (12) 調理業務の民間委託については、社会保険労務士など第3者を入れて契約どおり事業が進められているかどうかのモニタリング調査を行い、保育の質の確保や保育士の賃金・労働条件、充足状況などについて検証を行うこと。
- (13) 国に対し、保育士不足の解消のため、保育士の待遇改善をさらに強く求めること。

- (14) 幼児教育・保育無償化に関連して、国に対し給食費も無料とするよう求めること。また、朝鮮学校やインターナショナルスクールの差別的扱いをやめるよう要請すること。国の改善を待たずに、本市独自に給食費負担をなくすとともに、市内の朝鮮幼稚園2園についても幼児教育無償化を実施すること。
- (15) 非正規雇用やパートなどで保護者の就労時間が月60時間未満の場合でも、差別することなく入所対象にすること。
- (16) 国に対し、保育士の配置基準を見直し、改善することを求めること。国の基準が改善されるまでの間は、市独自の改善措置を講じること。
- (17) 保育士確保に向けて、全産業平均と比べて月額10万円低い保育士の賃金を改善するため、市独自の処遇加算をさらに増額するなどの施策を講ずること。

＜学童保育＞

2015年にスタートした「子ども・子育て支援新制度」によって、本市も条例による「運営基準」を設けましたが、指導員の処遇改善、保育料の減免など保護者や指導員の要望に十分に応えるものとはなっておらず、改善が必要です。

- (1) 市からの委託料の受け入れ、支援員等への賃金の支払い、その他日常的な収支等、クラブは年間1千万円規模の会計処理を行っているため、「ボランティアが預かるのは限界」と運営委員会から改善を求める声が出されており、市が責任をもって運営委員会と相談して、負担軽減のための業務内容の見直しを行うこと。
- (2) 条例で、児童おむね40人以上で「2人以上」としている放課後児童支援員について、1人は補助員で可能とされており、正規の複数配置が課題となっている。主任支援員2人を配置できるよう委託費の増額をはかるとともに、研修費の補助や研修時の代替要員の人件費などについても支援を行うこと。
- (3) 学校一斉休業の教訓を踏まえ、市・学校・保護者との情報共有や、緊急の対応が可能な施設長を設けること。
- (4) 保育料を引き下げるために市の委託料を増額するとともに、市の統一した減免制度を拡充すること。
- (5) 「入所を希望する留守家庭児童数が10人以上」とする現在の市の設置基準を見直し、1クラブの児童数5人以上としている福岡県の設置基準に準ずるものに改善すること。
- (6) すべての放課後児童クラブにおいて、専用区画の面積基準を市独自に一人当たり2.0m²に引き上げ整備すること。
- (7) 現行1人の放課後児童クラブ・アドバイザー、同じく2人の臨床心理士の配置を見直すとともに、必要な専門家を増員すること。
- (8) 長期休暇期間限定の受け入れについて、保護者や運営委員会の意見を踏まえて運営上の課題の検証を行うこと。合わせて、長期休暇期間中の給食提供についても検討すること。
- (9) 児童館内クラブのうち、障がい児の放課後デイサービスに通えない自閉症・情緒障がい児の興奮時にクールダウンする場所のない施設について、早急な改善を行うこと。
- (10) 長期休暇期間中の指導員不足を解消するため、必要な人員を確保すること。

■どの子も伸びる教育のための条件整備と、働きやすい職場への改善を

2017年度に県費負担教職員の給与負担等の権限移譲が実施され、本市は独自に学級編制の基準の設定、教職員定数の決定が可能となりました。財源措置を国に求めるとともに、教員の非正規率の改善、少人数学級の完全実施を早期に行う必要があります。

教育の現場では、コロナ禍で教員のいっそうの長時間過密労働が続いています。北九州版学力テストの実施や、小学校3年生以上の「外国語活動」「外国語」の授業開始、全児童・生徒へのタブレット端末の導入がなされ、教員の多忙化が深刻です。

さらに、小・中学校の「道徳」が「特別の教科」（道徳科）とされ、小学校は2018年度、中学校は2019年度から実施されました。「愛国心」や犠牲的精神を強調し、戦前の「教育勅語」的な、天皇を頂点とする家族国家論の復活を目指す狙いは明確です。評価と検定教科書で教師と子どもを縛る「道徳」の教科化は撤回するよう国に対して要請すべきです。

<教育>

- (1) 権限移譲により福岡県内で最低となっている本市教員の給与等について、その抜本的な改善をはかること。
- (2) 非正規教員の正規化をすすめ、正規率を引き上げること。また、非正規教員の給与を「同一労働同一賃金」の原則に基づき、引き上げること。
- (3) 市立小中学校の全クラスで35人以下学級を早期に実施し、20人程度への学級編成の改善を目指すこと。
- (4) 教員の多忙化を解消し、働きやすい職場へ以下の内容の改善をはかること。
 - ①公立学校教員への「1年単位の変形労働制」導入は、教員の長時間労働につながるものであり、国に対し導入しないよう働きかけすること。本市として、条例化しないこと。
 - ②教員の多忙化改善のために導入された業務改善プログラムが、有効に生かされるようすめること。
 - ③教員管理のための教員評価システムや、競争教育に拍車をかける学校評価システムを廃止すること。
 - ④子育て中の教員について、人事異動や、校務分掌に関する希望を尊重し、最大限の配慮を行うこと。
 - ⑤教員の病気休暇取得の単位を、1時間とすること。
 - ⑥臨時教員の産休、育休、病気休暇等を保障すること。
 - ⑦学力テスト、体力テストの準備にともなう教員の負担軽減をはかること。
 - ⑧部活動指導に関し、教員の負担軽減の方策を引き続き進め、外部講師の待遇改善を図り人材確保に努めること。合わせて、勝利至上主義に陥ることなく、子どもを中心に置いて部活動をめざすこと。
 - ⑨教員の時間外在校時間（時間外勤務）改善の校種別・学校別の数値目標を設定し業務改善を推進し、時間外月80時間超過を根絶すること。
 - ⑩教職員給与特別措置法は「教育現場の実情に適合していない」と司法から警告がされている。国に対し、給与体系の見直しを求めること。
 - ⑪教員免許更新制が昨年7月1日廃止されたが、同時に改正された教育公務員特例法は、

教員の研修受講履歴の記録を義務化し人事評価に活用される。教員の管理・統制強化につながることのないよう国に求めること。

(5) 教科内容等について

- ①全国学力学習状況調査を中止するよう国に求めるとともに、本市として参加しないこと。また、市独自の学力テストは中止すること。
- ②学習内容を押しつけるのではなく、学校現場の裁量を拡大し、学校の教育活動を支えるための教材費や図書費の充実など、条件整備を進めること。
- ③同和教育副読本「いのち」の使用を中止するとともに、人権教育に名を借りた特定団体による教育介入を許さない対応を行うこと。また、旧同推配置校に配置する児童・生徒支援加配は各学校の現状に照らして配置し、特定団体との校外での会議等には参加させないこと。
- ④少数の委員による教科書選定の現状を改め、広く教員の意見を踏まえて教科書を採用すること。

(6) 子どもの可能性を伸ばすための人員配置を進めること。

- ①小学校の専科教員の配置をさらに推進すること。
- ②学校図書館は、小・中学校全校に正規の専任司書を配置し、放課後を含めた常時開館を実施すること。
- ③スクールカウンセラーを中学校だけでなく全小学校に正規で配置し、子どもたちが相談しやすい環境をつくること。研修体制を保証し能力向上を支援すること。
- ④スクールソーシャルワーカーを正規で大幅増員し、学校と協力し保護者への必要な支援を行うとともに、児童虐待防止策等に資するため、関係機関との連携をはかること。
- ⑤会計年度任用職員として採用された教職員については、正規採用を検討するとともに、正規教職員との待遇格差をなくすこと。
- ⑥タブレット端末全校配置による教員の負担軽減のために、支援員を全校に配置すること。

(7) 特別支援教育を充実させること。

- ①2021年9月公布の「特別支援学校設置基準」において、児童・生徒数の上限を定めるなどさらなる拡充を国に求めること。
- ②西部地域における学校施設整備は小池特別支援学校の再整備計画に続き、さらに障がい特性に応じた学校施設・設備を充実させること。
- ③学習障がい（LD）及び注意欠陥多動性障がい（ADHD）の児童・生徒の発達を保障するため、専門家の配置・通級指導教室増設など取り組みを強めること。また交付税を活用して、特別支援教育支援員を全校に配置すること。
- ④特別支援学校が、地域において特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、人的配置等の条件整備をさらにすすめること。
- ⑤特別支援学級の担任に本務教員を配置し、すべての学級に支援講師を置くこと。特別支援教育免許取得の支援をすること。
- ⑥現在8人の特別支援学級の学級定数の引き下げを行うこと。
- ⑦特別支援学校高等部の生徒の交通手段について、個別の事情を配慮すること。
- ⑧スクールバスを増便すること。
- ⑨小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転併置建て替え計画は、教育課程を充実

させ併置に伴う課題を解消すること。北九州中央高等学園については、移転以後給食を実施すること。

(8) 子どもたちの食育に責任を持った学校教育を実施すること。

- ①学校給食について、食育の推進は自治体の責務であり、子どもたちにとって給食は欠くことのできないものであり、「義務教育は無償」の憲法原則を踏まえ給食費を無償化すること。
- ②給食の質の確保のために、学校給食調理の民間委託をやめて直営とすること。正規調理員・栄養士の新規採用をすすめ、会計年度任用職員の雇い止めを中止すること。民間委託業者の評価は第三者を含めた検証委員会で行うこと。
- ③給食用食器を陶磁器などに改善すること。
- ④現在の東西2分割となっている統一献立を細分化し、地元農産物を活用した、安全でおいしい給食の取り組みを進めること。
- ⑤パンは残留農薬の危険性のある外国産小麦から、米粉の活用も視野に入れ県内産、国内産の原材料に切り替えること。
- ⑥親子方式で開始した中学校給食は自校直営に切り替えること。
- ⑦1食弁当方式の炊飯を自校方式に改めること。
- ⑧調理員の保健衛生のため、適切な熱中症対策を行うとともに、休憩室等環境改善をはかること。
- ⑨アレルギーや宗教上の問題で給食を満足に食べられない子ども達がいることを直視し、一人一人に配慮した給食の提供を行う事。

(9) 市立学校の施設整備を行うこと。

- ①小・中学校、幼稚園の特別教室へのエアコン設置を、計画的に進めること。
- ②体育館の教育機能、防災機能を充実させるためのエアコンを設置すること。
- ③熱中症指數計を校舎各階、体育館、特別教室など注意を要する場所に十分に配置すること。
- ④学校施設の大規模改修又は長寿命化の計画を早期に実施すること。
- ⑤避難場所でもある学校施設等のバリアフリー化をすすめること。学校の防災機能を強化すること。

(10) 感染防止対策のための消毒作業について教員の負担軽減を図ること。

(11) 保護者負担の軽減をはかること。

- ①生活保護基準の引き下げに連動して、就学援助の対象基準を引き下げないこと。
- ②就学援助の制度を知らない父母の割合を0%にすることを数値目標として、周知徹底に取り組むこと。
- ③保護者の新型コロナ等による失業、リストラ、病気等の緊急事態にも即応できるよう、就学援助制度を改善・充実すること。標準服代、クラブ（部）活動費、生徒会費、PTA会費、卒業記念品費、運動着費、めがね代、不織布マスク等内容の充実をはかること。また、交通費など支給時期は実態に合ったものにすること。
- ④国に対して給付制奨学金制度の拡充を要請するとともに、本市における給付制奨学金制度を創設すること。無利子奨学金の枠を拡充し、保証人の基準を緩和すること。
- ⑤私学（朝鮮学校を含む）助成を拡充し、保護者負担のさらなる軽減に努めること。

- ⑥高校への希望者全員入学への移行を国や県に要請すること。
- ⑦ひまわり学習塾について教職員や保護者の意見を踏まえて検証し、指導員への交通費支給など、必要な改善措置をとること。
- ⑧バス通学の児童・生徒の通学費は、無料とすること。
- (12) 北九州市立大学の充実・発展のために支援を強めること。
- ①教育・研究条件を向上させるため、専任教員の増員、研究予算の充実をはかること。そのための運営費交付金を当初計画通り充実させること。大学院研究手当の引き下げを行わないこと。
- ②新型コロナの影響等による経済的理由で学業継続が困難な学生を支援するため、授業料減免枠をさらに拡充すること。入学金・授業料については、国立大学授業料に合わせるのではなく、必要な引き下げを行うこと。
- ③卒業生の地元就職が増えるよう、市内企業への積極的な働きかけを行うこと。新型コロナの影響での内定取り消しに関する相談窓口を設置すること。
- ④学生生活と進路支援の前提として、2014年以降実施していない学生生活実態調査（無作為抽出対象は学生・院生、アンケート数は数千人規模）を国立大学法人にならって毎年行い、その結果を公表するとともに、事業評価と施策の基礎資料とすること。
- (13) 北九州市立高等学校の充実のために、必要な措置を講ずること。
- ①市教育委員会に所管課を置き、教育内容の充実と施設・設備の改善など、教育条件の整備をはかること。トイレの洋式化をさらにすすめること。
- ②非常勤講師については、正規採用を含めて処遇改善等充実をはかること。
- ③エアコンの維持・補修経費や電気代などの保護者負担を完全になくすこと。
- (14) 本市在住の震災・豪雨災害等の被災児童・生徒の学習や生活支援について、必要な措置を講ずること。
- (15) 公立幼稚園の役割を踏まえ、全廃方針を撤回し現在の4園を維持するとともに、ハード、ソフト両面において充実をはかること。
- (16) 小・中学校の統廃合計画は、保護者、地域の声にもとづき、少人数学級を展望して見直すこと。
- (17) 図書館充実のため、以下の措置を講じること。
- ①図書館を直営に戻し、必要な予算と人員を確保して、運営を充実させること。
- ②門司港地域複合公共施設に移転建て替え計画のある門司図書館は、利用者・住民・職員の意見を十分に聞いて進めること。
- ③各地区図書館にプロジェクターを備えること。
- (18) 学校施設（体育館、運動場等）の使用料は無料に戻し、市民のスポーツ活動を支援すること。利用者の要望に基づき、学校施設の整備をはかること。

■子どもたちの権利を保障するために

子どもたちのいのちが何より大切にされ、人間として尊ばれる環境づくりとともに、子どもたちの意見を尊重し、子どもたち自身の取り組みを教師、父母、地域が支え励まし、成長を見守ることが大切です。そのために、2019年4月に施行された「子どもを虐待から守る

条例」に基づく積極的な取り組みをすすめるとともに、「子どもの権利条約」に対応する「(仮称) 子どもの権利条例」の制定が求められます。

- (1) 憲法と子どもの権利条約をふまえ、本市として「(仮称) 子どもの権利条約」を制定すること。いじめに機敏に対応できるよう、さらなるいじめ防止策の充実、教育諸条件の整備につとめること。
- (2) 小・中学校において性的少数者（LGBTQ）への理解を広げるため、教員など学校関係者の研修及び児童・生徒への教育・啓発を強めること。
- (3) 市内に、児童自立支援施設を設置すること。シンナー、薬物乱用など、青少年の非行防止のため、必要な対策をとること。
- (4) 児童相談所の充実をはかるために、児童福祉司の配置を拡充し、児童相談所の複数設置を検討すること。一時保護所の体制を充実するため、立地の見直しを検討すること。
- (5) 児童養護施設を拡充すること。
- (6) 10代の人工妊娠中絶実施率が全国平均の約2倍となっている本市の現状を重く受け止め、公教育としての学校教育における性教育をはじめ、子ども達の心身の発達と人権を保障する施策を実施すること。
- (7) すべての市立小・中・特別支援学校・高等学校・市立大学の女子トイレに、生理用品を常備すること。
- (8) 北九州市立ユースステーションを各区に整備すること。当面、東部地域においても同様の施設を整備すること。青少年に自由な活動の場を提供するために、児童館も積極的に活用すること。

■学生・若者に対する支援を抜本的に強めること

- (1) 他都市の例を参考に、就労支援など本市独自の学生支援制度を実施すること。
- (2) 国に対し、先進国の中でも高額な大学等の学費を速やかに半額にするとともに、世界でも例のない入学金制度を廃止するための予算拡充を要請すること。文部科学省の給付型奨学金や本市教育委員会の大学奨学金は、所得制限があり、対象者が限定されているため、本市独自で所得制限のない給付型奨学金を創設すること。
- (3) 新型コロナウイルス禍の影響から脱しきれていない、あるいは物価高騰により生活困難に直面している学生・若者を支援すること。

3. 市民の知恵と力を活かすまちづくりをすすめること

■仕事と雇用を生み出し、地域経済を元氣にする施策の展開を

長期にわたる新型コロナウイルス禍、ロシアによるウクライナ侵略と日銀の異次元の金融緩和による円安がもたらした原油・資材高騰によって、雇用をはじめ働く人たちの暮らしが深刻な影響を受けています。

北九州地域経済の活性化のためには、事業所数で9割以上、従業者数で8割近くを占めて

いる市内の中小企業に活力を与えることが決め手です。そのためには、「北九州市中小企業振興条例」にもとづく実効ある対策が強く求められています。また、2023年10月から実施のインボイス制度は、消費税免税事業者が課税事業者との取引から排除される可能性があり、コロナと物価高騰で苦境に立たされている状況での実施は事業者の廃業につながりかねません。

公共事業を市民生活に直接役立つものに切り替え、融資対策や販路拡大など、地元中小企業振興のため、有効な対策を取ることを強く求めます。

大企業の身勝手なリストラ・工場閉鎖、下請けいじめが、労働者と地元中小企業に深刻な打撃を与えており、行政として、大企業に社会的責任を果たすよう求めることが重要です。企業の誘致とその進出が地元中小企業の振興や正規雇用の創出等、真に地域経済の再生に波及効果をもたらす取り組みが必要です。本市の地域経済の振興のために、以下の項目を柱に据えた施策に取り組むことを求めます。

- (1) 国に対し、急激な物価高騰が市民生活と本市の地域経済に深刻なダメージを与えているため、消費税を緊急に5%に引き下げるとともに、中小企業や小規模事業者の淘汰につながり、地域経済を一層衰退させる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を中止するよう要請すること。
- (2) 納税者の権利を侵す「税務相談停止命令制度」の廃止を国に求めること。
- (3) 雇用と事業維持・持続のため、雇用調整助成金の特例措置の延長と物価高騰に対して新たな支援策を国に求めること。
- (4) 国が実施する各種支援金や給付金について、市内の利用状況を把握すること。
- (5) 国に対し、本市の産業及び農業の発展に逆行するTPP、アメリカとのFTA協議からの撤退を求めること。
- (6) 「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行にあたっては、国からのトップダウンではなく、市民の理解と創意を結集したものとすること。
 - ①制度そのものが本市にとって過度な財政負担とならないようにすること。
 - ②補助金交付にあたっては、進出企業が補助金支給額を超えるだけの経済効果をもたらすか否かを外部有識者が事前に審査する制度を設け、審査結果を原則として市民に公表すること。
 - ③補助金の交付を受けて進出した企業が撤退もしくは財産の売却をした場合には、補助金の返還を求めることができる規定を設けること。また、地域に対する説明を義務付けること。
 - ④市内に進出する企業に対し助成等を行なう場合は、市内からの正規雇用を交付条件とすること。
 - ⑤補助金などの要件を見直し、地元中小企業がさらに利用しやすい制度に改めること。
- (8) 「リストラアセスメント条例」をつくり、市内大企業の進めるリストラ（合理化）、事業縮小や撤退などの計画を事前に把握するとともに、それが地域経済や雇用に悪影響を及ぼさないよう規制・指導を行うこと。
- (9) 公的機関が民間事業者に業務を委託する際に結ぶ契約において、業務に従事する労働者の適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事、公共サービスの

質の向上など地域社会の活性化をすすめる公契約条例を制定すること。

(10) 「小規模企業振興基本法」、及び「北九州市中小企業振興条例」の制定を踏まえ、中小企業・商店の支援を強化すること。

①市の職員の直接訪問による市内の全事業所の実態調査を行うこと。その結果を公表し、施策に活かすこと。

②市の中小企業向け制度融資について、全額保証に戻すよう関係機関に働きかけること。融資を申し込んだ中小企業に市の規定以上の書類提出を求めたり、金融機関が市の制度融資をプロパー融資のように取り扱ったりすることのないよう、取り扱い金融機関に対して十分指導・監督すること。あわせて、審査等の手続きについては迅速に行なうよう指導すること。

③中小企業融資の受付窓口を、各区役所に設けること。北九州市独自の直貸し制度、現行の融資制度の貸し付け枠の拡大及び、借り入れの利子補給や返済猶予、各種制度融資の利子引き下げなどを検討すること。

④既存業者も対象に含めた中小企業団地、レンタル工場の施策に取り組むこと。

⑤「住まい向上リフォーム促進事業」を復活させ、使用目的を限定せず、使い勝手の良いものに改善し、予算を増額するとともに受付窓口を増設すること。

⑥中小企業や起業を計画する市民等が、高額な工作機械や測定機器を安い費用で利用できるように、機器を設置した施設の整備も含め、中小企業等の支援メニューの一つとして充実・推進すること。

(11) 公共事業は、市民のくらし、福祉向上につながるものとし、地元中小企業への優先発注につとめること。そのために、事業全体の地元中小企業への発注率を金額ベースで9割以上とすること。地元企業を優先するため、建設工事請負契約約款に「地元下請業者締結義務」規定または努力義務規定をいれること。また、入札参加資格のない中小・零細業者を登録し、市が発注する小規模な工事・修繕などの受注機会を拡大する「小規模工事等希望者登録制度」を創設すること。

(12) 地元農林水産業の振興のため積極的な対策を講じること。

①食料自給率の向上にむけ、農家が安心して生産に励むことができる条件を保障するために、生産コストをカバーする農産物の価格保障と、それを補う適切な所得補償を組み合わせた制度の構築を国に働きかけること。

②生産・保冷・流通に必要な施設整備とともに、地元特産物の農産加工への支援を強化するなど、都市型農林水産業の総合的な振興と後継者対策に取り組むこと。また農業関係者から強い要望の出ている（仮称）西部農業総合センターの設置を急ぐこと。

③地産地消や食の安全を重視した地域づくりをすすめるために、直売所や産直販売などの地域の自主的な取り組みを積極的に支援し、農業者と消費者の共同を広げること。地元農林水産物を活用した豊かな病院給食、学校給食など地産地消を促進すること。

④役割・責任が格段に重くなっている農業委員会について、職員の配置増をはじめ体制の強化と予算の確保を行うこと。

⑤酪農・畜産や農業、林業、水産業における飼料・肥料、資材、燃料、電力等の価格上昇への対策として財政支援を行うこと。

(13) 最低賃金を全国一律とし、中小企業への支援と合わせて時給 1,500 円へ引き上げるよ

う国に要望すること。

- (14) 家族の労働を正当に経費として認めない所得税法第56条の廃止を国に強く求めること。
(15) 若者の正規雇用を拡大し、将来に展望が持てる雇用環境を実現すること。

- ①市内民間企業等に対して、地元高校・短大・専門学校・大学卒業者等の正規雇用採用枠の拡大等を働きかけること。
②社会福祉支援策の充実によって、福祉分野での正規職員の労働力確保をはかり、若者の雇用の場を広げること。
③関係機関と連携し、偽装請負、サービス残業等の根絶に向けた改善に取り組むこと。
④労働ハンドブックを高校・大学卒業生および新成人に配布し、青年労働者の権利を守る取り組みを支援すること。
⑤本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、女性・若者雇用創出とマッチングなどについて目標を設定して取り組むよう位置づけること。
⑥改正労働契約法の周知が遅れており、あらゆる機会に啓発するとともに、無期契約逃れを指導・改善すること。市の外郭団体への周知を徹底すること。また、若者ワークプラザ等で実施する、社会保険労務士による市の労働相談においても徹底すること。
⑦市内就職者に対する奨学金の返済支援を復活、拡充すること。
- (16) 国・県とも連携して若者などを過酷な労働に追い立て、使い捨てる“ブラック企業”をなくすため、早急に取り組みを行うこと。
①時間労働の実態の把握に努めること。
②セクハラ、パワハラ、マタハラやサービス残業等、違法行為の根絶等の対策をとること。
- (17) 修学旅行生への宿泊税は免除すること。
- (18) 本市の「商店街の活性化に関する条例」を踏まえ、市場・商店街への支援を強めること。
①大型小売店の無秩序な出退店を規制し、既存の市場・商店街の活性化をはかること。
②高齢者等への「宅配事業」をはじめ、市場・商店街の共同事業や行事を支援すること。また、消費者の利便性を高め、人が集まる街づくりをすすめるため、駐車場、広場、公園、コミュニティセンター、行政施設等を整備すること。

■新型コロナウイルス禍の影響による市民、事業者の困難に寄り添う支援を

- (1) 新型コロナ禍による収入減少で借り入れたコロナ特例の「総合支援資金」について、返済能力が回復していない市民を支援するために、関係機関に対して返済猶予や免除など、救済措置を講じるよう要請すること。
- (2) 各種制度融資を受けた事業者の債務過剰問題の相談対応窓口の機能を強化すること。コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）を「別枠融資」にして、事業継承に必要な新規融資が受けられるようにすること。

■地球環境を守り、自然を大切にする取り組みに全力をあげること

南太平洋では、既に五つの島が海に沈みました。「地球沸騰化」とされるほどの深刻な気候危機打開には、2030年までのCO₂削減目標のさらなる引き上げ、省エネの拡充と石炭火力廃

止の期限を決めた再エネへの「公正な移行」を進めることができます。

本市は、市域 CO₂排出の 65%を占める鉄鋼業など素材産業、また石炭火力発電事業所に対し早急に化石燃料使用の中止への協議を行い、期限を決めた再エネへの「公正な移行」の準備にとりかかるべきです。欧米では、公的機関が石炭火力をたたむ際の雇用や地域経済にかかわって、地域との対話の場をつくる等、再生可能エネルギー産業への「公正な移行」がはかられています。

一方、市民の「ごみ減量化」や「地球環境を守る」気運のさらなる高揚をはかり、いっそう幅広い市民の協力を得て、リデュース・リユース・リサイクルを促進してごみの減量化をはかるとともに、環境保全を重視し、市民の健康と安全を最優先する環境行政に転換することが必要です。

また、世界的に深刻な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染の防止に向けて、使い捨てプラスチックの使用削減と、製品プラスチックの適正処理による温室効果ガス削減への本市の積極的な取り組みが求められています。

- (1) 国に対し、気候危機を開拓するため、「省エネ、再エネ」で 2030 年までに CO₂を 50% ~60%削減するための改革をはじめとした戦略を策定し、気候変動危機に本気で取り組むことを強く要請すること。
- (2) 本市として、脱原発の立場を明確にすること。
- (3) OECD（経済協力開発機構）によりアジア地域で初めて選定された「SDGs」推進に向けた「世界のモデル都市」として、2050 年の本市の温室効果ガス排出「実質ゼロ」実現に向け、2030 年までの削減目標をさらに引き上げて地球温暖化防止対策を積極的に推進すること。そのために、「北九州市地球温暖化対策実行計画」の抜本的見直しを行い、温室効果ガスを大規模に排出している市内企業に対し、踏み込んだ削減目標を提起するとともに、産業界との協定の締結、削減実績の報告を求めるなど、地球温暖化対策を積極的に推進すること。
- (4) 地域における自立・分散型再生可能エネルギー政策に関わる理念を、すべての市民と共有するための条例を制定すること。
- (5) 地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーによる発電を拡大するとともに、二酸化炭素の排出量が多い石炭は、発電に使用しないよう事業者に働きかけること。
- (6) 本市のバイオマス発電については、燃料の木質ペレット等をベトナムやマレーシアなど海外から輸入しており、燃料の生産・加工・運搬において大量の温室効果ガスを排出し、燃料生産地の環境破壊が世界的問題にもなっているため、輸入燃料での大規模バイオマス発電は中止すること。
- (7) 本市は将来の産業部門での高温熱需要を見込み水素利活用を推進しているが、水素は未完成技術であり 2030 年までの本市 CO₂排出削減効果は期待できない。コストや地元企業参入の面からも洋上風力発電や太陽光発電などの再エネへの大転換、大規模蓄電基地の研究を推進すること。
- (8) 2050 年カーボンゼロの達成には、省エネへの大転換が不可欠である。省エネの要となる、住宅の高断熱化などへの本市独自の「住宅リフォーム助成事業」を創設すること。
- (9) 岸田政権はトヨタの戦略に従い、2035 年まで CO₂を排出するハイブリッド車(HV 車)

を延命させる方針である。世界が電気自動車の普及に全力を挙げる中、脱炭素にも逆行し、日本の部品産業を滅ぼしかねない政府の方針は撤回を求める。

(10) プラスチックごみの減量対策を強力にすすめること。

- ①プラスチックの「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換に向けた実効性のある仕組みづくりのために、国に対し生産から廃棄までメーカーが責任を負う「拡大生産者責任」を徹底すること。
- ②市役所が率先してプラスチックごみの減量化を推進すること。
- ③プラスチック容器包装の分別協力率は、目標を 60%からさらに引き上げること。その他、硬質プラスチックの油化事業に取り組むこと。
- ④プラスチック容器包装リサイクルを促進しながら、食品トレイの生産・販売・流通・リサイクルの循環の仕組みをさらに強化すること。
- ⑤マイクロプラスチックの蓄積状況の調査（環境および魚介類・野生生物・人体）の頻度を引き上げ、河川に加え海洋など広範囲に行い、環境基本計画のなかに発生抑制対策を新たに位置づけること。

(11) ごみ処理の公的責任を明確にし、ごみ減量化に本格的に取り組むこと。

- ①家庭用ごみ袋を無料に戻すこと。
- ②粗大ごみ（大型ごみ）については収集手数料を無料に戻すとともに、各環境センターを窓口として市民からの申し込みに対して、すみやかに戸別収集することを原則とすること。
- ③ごみステーションについては、ごみ出しルールの向上のための市民啓発を強めるとともに、市民の利便性を向上させるために必要に応じて箇所数を増やすこと。また、家庭ごみステーションにおける資源化物の収集箇所を増やすこと。環境審議会答申に基づいて、市の未利用地へのステーションの設置をさらにすすめること。
- ④ごみステーションに対する防鳥ネット、簡易集積容器、及び固定式の簡易折りたたみ型集積容器などを支給する補助制度を改善、充実させること。
- ⑤市の責任において、古紙の回収とリサイクルの取り組みを強化すること。
- ⑥製造者責任の徹底と過剰包装の抑制などで、さらなるごみ減量化を進めること。
- ⑦市民の協力により、いっそうのごみ分別収集に取り組み、ごみの減量化と「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）を推進すること。
- ⑧ゴミの分別、資源化、リサイクルの取り組みは熊本県水俣市での 23 分別収集に学び「新しい循環型社会形成推進基本計画」の削減目標を大幅に引き上げること。生ごみリサイクル・排出ゼロの取り組みとしては、熊本県水俣市での生ゴミ収集ゼロ、福岡県大木町での生ごみ・し尿液肥化、築城町でのし尿液肥化事業に学ぶこと。さらに、希望する市民へ熊本県水俣市で実施している無料の「生ごみ出しません袋」の配布を行い、かつて本市で実施していた、コンポスト購入（電動式含む）の補助金を復活させること。
- ⑨一般廃棄物、事業系ごみの削減目標を確実に達成すること。
- ⑩「ふれあい収集」制度や利用要件の緩和の市民周知を徹底し、予算や人員を抜本的に増やして、国の支援が生かされるよう利用対象を拡大すること。
- ⑪関係機関と連携して、食品ロス削減と有効活用に向けた取り組みをさらにすすめること。

(12) 光化学スモッグ、PM2.5、浮遊粒子状物質、降下ばいじん、自動車排ガス、悪臭対策を

強め、クリーンな大気を実現するため、ばいじんなどの排出企業に対して改善対策を徹底するよう強く求めること。

①石炭や鉄鉱石などのストックヤードやベルトコンベアによる運搬時の飛散防止のために、密閉型に改めるなど緊急に改善をさせること。

②測定箇所を発生源に近接した場所にも設置し、日常の観測などを強めること。

③監視・調査体制を強化するとともに、企業への指導情報（指導内容を含む）を市民に公開すること。

(13) ダイオキシン、PFAS、PFOSなどの化学物質、アスベスト、内分泌かく乱物質（環境ホルモン）などの実態調査と情報の公開を行い、必要な対策を実施すること。PRTR法に基づく、健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質の市内における排出・移動量を市民に積極的に公表すること。

(14) 曽根干潟や平尾台など自然環境を守るなど生物多様性の保全を推進すること。平尾台の広谷湿原等のラムサール条約指定に向けて、いっそう取り組みを強化すること。

(15) ツマアカスズメバチ、ヒアリ、セアカゴケグモなど特定外来生物に対する監視をさらに強化すること。

(16) 安定型産業廃棄物処分場周辺住民からの内部告発や、本市に寄せられた市民の苦情や疑問に適切に対応し改善すること。

①事業者に対し、安定五品目以外の搬入禁止を厳しく指導し、展開検査を徹底すること。
安定五品目以外の埋め立て処分を行っている業者に対しては、違反埋め立て物の撤去を求めるとともに、その原因の調査結果と、責任の所在を市民に公開すること。

②臭いや硫化水素濃度の測定に当たっては、敷地境界ではなく、処分場内での値を測定すること。

③産廃処分場から発生している硫化水素濃度や、調整池のBOD・CODなど、市民の健康にとって重要な値は、事業者任せではなく本市が責任をもって市民に公開すること。

④高濃度の硫化水素が発生している処分場に対しては、その原因を調査し、解消を求める

こと。

⑤公共工事を含めた産業廃棄物処理手続きの電子マニフェスト化については地元中小企業の負担に配慮しながら導入をすすめること。

(17) 洞海湾の水質と底質の状況及び、響灘の企業埋立地等の土壤汚染状況を把握するとともに、その原因者を明確にしたうえで具体的な改善対策を実施すること。

(18) 国土交通省・環境省の支援を受け、全国水環境マップ実行委員会が実施している「身近な水環境の全国一斉調査」への市民参加について、市として支援すること。

(19) PCB処理施設は、安全性を最優先し、微少なトラブルについてもその都度本市などへの報告を求める。また、PCBを含む機材が大量に放置・無管理状態にならないよう、個数・場所・保管状況を徹底調査すること。さらに、使用中のPCBの把握を促進するため、国に対して、地方自治体の権限を拡大するための法整備を大至急実施するよう求める

こと。

(20) 災害廃棄物の最終処分場においては、100年、200年と長期にわたって放射能濃度を測定し、管理する体制を検討し確立すること。

(21) 市域内の大型「開発行為」に当たっての「環境アセスメント」について、対象区域をよ

り小さく設定して、厳格に実施するとともに、議会に中間報告を行い、市政だよりなどで結果を公表すること。

①洋上風力発電の低周波については、予測や影響などを入念に調査・分析・検討し、情報公開すること。

②環境影響評価法の対象事業とならない小規模の太陽光発電事業について、北九州市環境影響評価条例に基づくガイドラインや指導要領にそって、開発事業者の指導を行うこと。

(22) 本市で行われている採石事業について、市環境基本条例に基づいて以下のように対応すること。

①採石により、広大な自然が破壊されており、産業と環境の両立を提唱する本市として、環境の保全と回復について事業者任せにすることなく早急に対策を実施すること。

②採石にともなう大量の粉じんによる作業者や地域住民の健康被害を防止するため、企業の責任を明確にした健康診断・健康調査・啓発を徹底すること。

③採石場やその搬出場周辺での粉じんによる、道路・住宅・地下水・草花・河川・海岸の汚染防止を事業所任せにせず、市の指導を徹底すること。

(23) 生活環境における低周波による健康被害の訴えがあった場合、市として調査し、必要な対策を講じること。

■住民の声をいかした街づくりをすすめること

(1) 市街化区域と市街化調整区域の区域区分見直しについては、住民合意を大前提にして、住民無視の一方的な線引きは強行しないこと。

(2) 公共施設を40年間で約24%削減する「公共施設のマネジメント」については、次の視点をもって見直すこと。

①身近な市民利用施設の廃止、統合等について、行政による市民への一方的な計画押し付けではなく、施設の設置経過や地域性を中心に、市民への十分な説明と協議、地域住民の知恵を集める対策を講じるなど、当初から住民参加を貫いて合意を形成すること。街づくりの視点を大切にし、合意なき計画は強行しないこと。

②門司区の2つのモデルプロジェクトは、ワークショップでの意見など住民の声をいかし、市有地を活用した計画に見直すこと。

③市営住宅は、再配置計画等でより利便性の高い場所への移転新築をすすめること。また、応募倍率の高い市営団地の空き家は優先的に退去後修繕を行い、有効活用すること。現状の管理戸数は維持し、削減はしないこと。

(3) 黒崎中心市街地の再生について

①メイトクロサキビルの今後については、何よりも一日も早い再生方向の決定が求められており、商業、業務、住宅のニーズを把握し、地権者の意見、商店街や西区住民の声をいかして黒崎地域再生に向けて、必要な支援を含め、対策を講ずること。

②「黒崎ひびしんホール」、八幡西図書館、コムシティ再生等で500万人が黒崎に集まるようになったものの、中心市街地の歩行者は増えておらず、150億円の税金投入がいかされるためにも、南北の流れを作るための工夫と施設整備を行うこと。また、子どもから年長者まで楽しめる魅力施設の配置を講じること。

- ③定住人口の増加のため、市営住宅や民間住宅の設置を促進すること。
 - ④行政施設・医療機関・商店街と周辺居住地を連絡する地域循環バスを市の責任で走行させること。
- (4) 折尾地域の開発について
- ①2025年度に供用開始の南口広場に配置予定の、一般車、タクシー、バス乗降所、一般駐車場については、関係者の理解と協力が得られるように、具体的な資料を揃え、丁寧な説明を行うこと。
 - ②拡幅・新設された幹線道路は、今後の予定も含め、高齢者や障がい者の意見を聞き、利用しやすいものとすること。
- (5) JR（構内以外）及び筑豊電鉄の各駅にトイレを設置すること。
- (6) 公共施設や公園等のトイレの洋式化をすすめること。
- (7) 市営駐車場の料金を引き下げるここと。
- (8) 市民や専門家からのアイデアを募り、到津の森公園の利用者増加と魅力向上を推進するとともに、えさせ補助等の支援を強化すること。
- (9) 有料公園の利用料の引き下げを行い、気軽に何度も利用できる公園を目指すこと。
- (10) 健康遊具の設置を増やすなど、気軽に公園を利用できるようにすること。
- (11) 河川敷の整備を進め、気軽に水辺の散策ができるようにすること。
- (12) 地籍調査の促進をはかること。
- (13) 市営住宅の風呂釜設置にあたり、その費用を過度に入居者に負担させないこと。
- (14) 地域でのトラブル防止と、動物愛護の観点から、犬・猫の不妊去勢手術などの助成のために予算を大幅に増やすこと。

■交通体系を整備し、市民の足を守ること

- (1) 移動の権利の保障を核とした（仮称）「北九州市交通基本条例」を制定すること。
- (2) 幹線、支線（区バス）、生活路線（住民バス）の組み合わせにより、乗客が増加している新潟市の交通体系に学び、路線維持への補助制度を含む整備を行なうこと。市が主導して、有益で貴重な市営バスの有効活用を含めた全体の交通政策を策定すること。
- (3) JR 筑豊本線他の駅無人化に伴い、駅施設のバリアフリー化と安全対策を講ずること。
- (4) 西鉄バス田川（快速）小倉線は、中谷までの路線短縮、減便となり、2021年9月末日で廃止された。市外とはいえ小倉に生活基盤を置く住民の生活路線であり、赤字補填のための予算を確保し、関係事業者に路線の存続と延長を要請すること。
- (5) 市民の足を守る公営交通としての市営バスの使命を果たすために、以下のように措置すること。
 - ①不採算路線を走行せざるを得ない市営バスに対して、必要な補助を実施し、経営の安定をはかること。
 - ②運転部門の正規職員は年々減少し、職員全体に占める非正規率が90%を超えている労働環境を改善するために、整備部門も併せて新規の正規職員の採用を継続し、採用枠を増やすこと。
- (6) 交通結節点の混雑解消、バス停、電停、JR各駅等のバリアフリー化を進めること。ま

たバス事業者に助成して、バス停に屋根やベンチを設置すること。

- (7) 高台や路線バス廃止地域など、交通不便地域と市場、商店街、官公庁、医療機関等をつなぐ現行の「おでかけ交通」は市の責任で運行し市民の足を守ること。また、タクシーとの連携を視野に、お出かけ交通とタクシーが利用者増につながる取り組みを検討すること。
- (8) 子どもたちの安全を守るために、防犯灯の整備を含め、通学路の安全対策に全力をあげること。

(9) 自転車道の整備を全市で行うこと。

(10) モノレール各駅における有効な転落防止対策を講ずること。

(11) 歩行者及び車両の安全確保と渋滞解消のため、道路整備や交差点改良をすすめること。

①門司区の新門司変電所から淡島神社に抜ける県道262号線には歩道がないため、歩行者や自転車を押しての通行が危険であり、このような箇所を点検し改善すること。

②門司区柳町商店街の道路改修工事について、商店や近隣の利用者から「ベンチや花壇、街灯等の工夫を」との声があがっており、市民の意見を聞いて改善すること。

③カーブした坂道で狭めの片側1車線のため極めて危険な小倉北区の泉台4丁目8番、9番付近を通る県道51号線の例のように、危険箇所は早期に点検し改善すること。

④国道3号・赤坂砂津線の歩行者の安全確保のため、歩道の拡幅・整備を行うこと。

⑤若戸トンネルの戸畠側出入口における夕方の渋滞対策を講ずること。

⑥国道3号黒崎バイパスについて、オン・オフランプの渋滞対策を行うとともに、全体工事の早期完了をはかること。

⑦都市計画道路12号線の八幡西区浅川台地域と、水巻町に連携する道路事業を早期に完成させること。

⑧関門トンネルについては、料金徴収業務が渋滞の原因となっており、無料化することにより渋滞を解消するとともに、当面、ETCの導入を要請すること。関門橋の料金値下げを関係機関に要請すること。

⑨門司区国道3号線、199号線の渋滞解消のため、199号線（JR門司駅～西海岸）の複線化をはかること。

4. 憲法の精神を活かした平和と人権を守るまちづくりのために

2021年1月22日に発効した史上初めて核兵器を違法化した核兵器禁止条約に、現在68カ国が批准し、国連加盟国の過半数に迫る92カ国が署名しています。

昨年6月、オーストリアのウィーンで同条約第1回締約国会議が開催されましたが、唯一の被爆国である日本政府は、「核兵器保有国と非保有国の橋渡しを行う」としながら、オブザーバーとしても参加せず、恥すべき態度をとっています。

一方、今年5月、被爆地広島で開催された「G7（主要7か国）首脳会議」で発表された「広島ビジョン」が、「核抑止力」論を公然と宣言したことに、被爆者をはじめ強い批判が寄せられました。「核抑止力」論は、いざという時には、核兵器を使用し、広島・長崎のような非人道的惨禍を引き起こすことをためらわない議論であり、こうした立場を被爆地から発信したことは恥すべきことです。

日本政府が核兵器禁止条約を批准していない最大の理由は、日本がアメリカの「核抑止

力」＝「核の傘」や「核共有論」に依存しているためです。日本の「防衛」のためには、アメリカが核兵器を使用したり、威嚇したりすることが欠かせないという立場です。本市は、太平洋戦争末期に長崎に投下された原子爆弾の第一目標とされた準被爆都市であり、アジア外交の玄関口として重要な地域に位置していることから、多くの市民が行政に対して平和を守るため、積極的な施策を求めてきました。それを受けた本市は2010年2月10日、「非核・平和都市」を宣言しました。

国は、2015年に強行された憲法違反の戦争法＝安保法制に基づいて、軍事費2倍化、「敵基地攻撃能力」の保有、「核兵器共有」論など、自衛隊が米軍と一体となって、海外で武力行使ができる戦争する国づくりの準備を進めています。また、全国300の自衛隊基地を核・生物・化学・パルス攻撃に対応するための「強靭化計画」は、周辺住民の安全を囲む大問題です。戦争の準備ではなく、戦争させない外交努力に全力をあげるべきです。

また、市民の圧倒的多数が戦後生まれとなっている現在、悲惨な戦争体験を風化させず、平和の大切さを次の世代に引き継いでいくことが、年を追って重要になっています。

■平和を大切にする市政をすすめること

- (1) 2022年の参議院選挙で改憲勢力が3分の2を占め、岸田内閣が9条改憲を進めている下で、戦争放棄の憲法9条の改定に反対するとともに、改悪された教育基本法の具体化に反対し、平和と人権を守ること。自衛隊基地のある都市として、海外派兵・集団的自衛権の行使につながる関連法制の廃止を求めるこ。
- (2) かつて長崎に投下された原子爆弾の第一目標とされた準被爆都市として、戦争の惨禍を繰り返させない本市の決意を示し、核廃絶と平和を願う市民の声に応えるための「非核・平和都市宣言」を実効あるものにし、さらに積極的な施策を展開すること。市役所及び各区役所に「非核・平和都市宣言」の看板を設置し市民に大きくアピールすること。
- (3) 「平和首長会議」のメンバーとして、被爆都市である広島、長崎両市の取り組みと共同し、核兵器廃絶への具体的な行動に踏み出すとともに、被爆者国際署名の推進・普及に取り組むこと。国に対し「核兵器禁止条約」を批准するよう求めること。
- (4) 「非核・平和都市宣言」にふさわしく、平和推進のための基本条例を制定すること。
- (5) 「北九州市平和のまちミュージアム」は、戦争の加害と被害の両面を史実に基づき、近現代の歴史と戦争遺跡の調査、研究、展示をすること。市民の意見を十分に反映させるため、運営委員会メンバーに平和団体や市民を参加させること。また、戦争の悲惨さを若者に継承するなど平和教育のセンターにふさわしいものとすること。「核兵器禁止条約」を展示し、市民にアピールすること。
- (6) 国に対し、市民の安全・安心のために、次の事項を要請すること。
 - ①「敵基地攻撃能力の保有」、「軍事費5年間で43兆円」など、憲法違反の「大軍拡、大増税」を中止すること。
 - ②憲法違反の集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回と、「安保法制」、「秘密保護法」、及び「共謀罪法」を廃止すること。
 - ③米軍及び自衛隊基地の強化につながる在日米軍基地の再編に反対し、本市及び本市の近隣にある自衛隊基地を撤去・縮小すること。

- ④軍事費2倍化、「敵基地攻撃能力」の保有、「核兵器共有」論など、自衛隊が米軍と一体となって、海外で武力行使ができる戦争する国づくりの準備をやめること。
- ⑤「強靭化計画」の対象とされている陸上自衛隊「小倉駐屯地」と「富野弾薬庫」について、本市と周辺住民に「計画」の内容を明らかにすること。
- ⑥米軍関係者の犯罪による治安悪化や、騒音や大気汚染、事故の危険増大など、市民への悪影響が懸念されるなか、滑走路の延長や米軍宿舎、米軍司令部の建設など航空自衛隊築城基地の米軍基地化が進められていることについて、米軍訓練の中止及び緊急時の普天間飛行場の代替施設、米軍岩国基地のサブ基地としての同基地の使用を中止すること。
- ⑦築城基地の航空祭における戦闘機の北九州上空飛行や、小倉駐屯地で毎年開催されている自衛隊創立式典での航空展示は、騒音被害や墜落事故の危険など、北九州市民の安全を脅かすものであり、中止すること。
- ⑧航空自衛隊芦屋基地の滑走路延長計画の中止、及び住宅地上空での訓練を中止すること。また、影響を受けた近隣の小・中学校等の防音工事を促進すること。「ミサイル防衛」の地上配備型システムによって、航空自衛隊芦屋基地、築城基地に配備された未完成兵器・PAC3MSE ミサイルを撤去すること。
- ⑨市民の憩いの場である公園や市街地での防災訓練等の名目による軍事演習、及び市道での銃火器携帯の行軍訓練など、市街地における都市型戦闘訓練を中止すること。市街地での戦闘訓練のための陸上自衛隊曾根訓練場の都市型訓練施設を撤去すること。
- ⑩北九州空港及び周辺空域の軍事利用につながる、航空自衛隊築城基地への低高度管制の委託をやめること。
- ⑪北九州空港における米軍航空機等の離発着、及び周辺空域でのオスプレイ飛行は認めないこと。
- (7) 北九州港への自衛隊艦船や米軍艦船等の入港については、拒否を明確にすること。
- (8) 自衛隊への市民の個人情報（名簿）の提供を含め、自衛隊員募集への本市の協力は中止すること。

■安全・安心の市民生活の実現に全力をあげること

近年多発する自然災害を教訓として、地震をはじめ自然の脅威に対する備えや、災害時の危機管理体制の充実や災害に強いまちづくりが、行政にとって喫緊の課題となっています。

また、福島第一原子力発電所の事故は依然として深刻な事態が続いていること、あらためて危険な原子力発電からの撤退が求められています。

一方、市民のいのちと安全をおびやかし、本市のイメージを大きくダウンさせた暴力団による相次ぐ事件は、大きく改善がはかられてきました。しかしながら、引き続き、市民のいのち、財産、安全を守る自治体の使命に基づく、犯罪の防止・抑止、暴力追放の取り組みは極めて重要です。市民の間に広がっている暴力追放世論をしっかり受け止め、暴力団対策をいっそう強化することが必要です。

- (1) 「マイナンバー制度」は、国が年金、医療、介護、雇用、納税・給与に加えて、医療の診察情報などへの使用拡大も狙っているなど、さまざまな個人情報が「芋づる式」に引き出

され、国民の権利を危険に陥れることが懸念される制度であり、国に対し中止を決断し、廃止へ踏み出すよう要請すること。

- (2) 市として「脱原発安全都市宣言」を行い、「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。
九州電力川内原子力発電所及び同玄海原子力発電所の稼働に、反対の立場を表明すること。
原子力発電から再生可能エネルギーへの転換に向けて、国や電力事業者、並びに関係機関に強く働きかけること。
- (3) 東日本大震災の教訓である「釜石の奇跡」などを本市の防災にいかすために、引き続き釜石との交流は続けること。熊本地震被災地、九州北部豪雨被災地への支援を継続とともに、一連の台風による豪雨災害の被災地への支援を行うこと。
- (4) 市内 855 ケ所の急傾斜地土砂災害警戒区域について、県に対し、急傾斜地崩壊対策事業（大規模崩壊対策）の対象要件の緩和と、小規模急傾斜地の補助要件の緩和を求めるとともに、本市独自の対策を講じること。
- (5) 高潮・津波による災害を未然に防ぐため、福岡県に必要な対策を実施させること。また、高潮浸水想定区域における、門司港地域複合公共施設を含めて、防災拠点となる市の施設建設は行わないこと。
- (6) 豪雨災害に対応するために、福岡県への要望の強化とともに、民有地のかけ地防災対策においては、横浜市など他都市の制度を研究し、支援のための無利子融資を含めて早急に実施すること。
- (7) 危険なブロック塀の撤去費用への補助制度の拡充と、フェンス・生垣の設置補助を新設すること。
- (8) 地震、台風、豪雨など自然災害に対し、ハード・ソフトの両面から十分な備えを行なうこと。
- ①木造戸建て住宅の耐震改修工事の現行補助基準を緩和し、旧耐震木造住宅すべてを対象とし、居間、寝室等の簡易耐震工事にも助成を広げること。
- ②震災時、家具の転倒による被害から高齢者・障がい者など要援護者の生命を守るため、家具固定事業に取り組み、防災のしおりに位置づけるとともに、いきいき安心訪問・住宅防火訪問、関係局の訪問系事業等（生活保護、すこやか安心訪問等）で高齢者世帯等への支援を行うこと。
- ③震災時の身の安全の確保と震災後の BCP 対策を目的に、事業所・オフィスの家具什器の転倒防止策を啓発すること。とりわけ災害時の拠点としての機能が求められる市庁舎および市の出先、施設における 100%の家具什器転倒防止策を早急に実施すること。
- ④市有特定外建築物の耐震診断結果を踏まえて、必要な改修計画を具体化すること。
- ⑤民間マンションの耐震診断・工事の負担軽減のため、助成制度を改善・充実すること。
- ⑥ます渕ダムについては、効果的運用を恒久化することで洪水調整施設とすること。また、紫川の河川改修工事を早急に行うこと。並行して、市が管理する河川における溢水対策にも万全を期すこと。九州北部豪雨災害の教訓を踏まえて中小河川への豪雨時の水位計の設置をさらに促進すること。
- ⑦旦過市場の整備については、住民・事業者・地権者の意見を尊重すること。
- (9) 合流式下水道を分流式下水道に改善・促進すること。
- (10) 火災をはじめ緊急時に市民を守る日頃の備えを充実させること。

- ①災害時の出動に支障がないよう、消防署・出張所・訓練研修センターの耐震診断・耐震化を行うこと。また、消防団施設についても早急に耐震化をはかること。
 - ②今後さらなる増加が予想される救急出動要請に対応するため、救急車（救命隊）を増加させること。
 - ③市場・商店街の防火対策を徹底すること。
- (11) 市民のいのちと安全を守る立場から、国に対して白島石油備蓄基地の撤去を強く求めること。東日本大震災の教訓をもとに、国や関係機関に対し老朽化している施設・設備の総点検、液状化対策等、安全対策についての当面の措置を強く求めること。
- (12) 老朽家屋等除却促進事業の助成にかかる予算を増額し、制度を有効に機能させること。
- (13) すべての公共施設に対して、アスベスト使用状況を点検し、飛散対策を徹底するなど管理者としての責任を果たすこと。民間の建物の除去費用の助成制度を充実させること。ハザードマップを作成すること。
- (14) あらゆる暴力を許さない取り組みを推進すること。とりわけ、福岡県警察とも連携して、暴力団追放運動をいっそう強化し、公共事業への暴力団の介入を排除する対策を徹底すること。民事暴力相談センターの存在を市民に周知し、活用をすすめること。
- (15) 警察に対して、暴力団の資金源にもなっているヤミ金や「なりすまし詐欺」の防止とともに、捜査・検挙の強化を求めるこ
- (16) 町内会負担の防犯灯の設置及び維持管理費は、全額公費負担とすること。
- (17) 水道事業と下水道事業の老朽管対策・老朽施設対策を前倒しでとりくむこと。
- (18) 上下水道料金の福祉減免制度（生活保護世帯、非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、障がい者世帯など）を創設すること。
- (19) 福岡県住宅供給公社に対し、同公社の賃貸住宅のうち、老朽化等により住民の日常生活が支障をきたすことのないよう早急に改善するよう要請すること。
- (20) 民法改正による成年年齢引き下げによる若年層の消費者被害を防止するため、消費生活センターと学校等が連携して消費者教育を強めること。
- (21) カジノを中心とする統合型リゾート（＝IR）は、ギャンブル依存症をまん延させ、青少年の健全育成にも悪影響を及ぼすものであり、誘致しないこと。
- (22) 危険な交差点に防護柵を設置すること。横断歩道や停止線・路側帯を定期的に点検し、白線が消えかかっている個所などの改善をはかること。

■市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動を支援すること

市民の自主的・民主的な教育・文化・スポーツ活動への支援は、市民の自己実現を図り、まちづくりの主体形成につながる重要な課題です。

- (1) 市民の歴史的、文化的財産の保存活用をすすめること。
- ①2015年6月、国際学術組織ドコモモから「日本におけるモダンムーブメントの建築」に選定された八幡市民会館をはじめ、近現代の建築物の調査を行い、文化財としての保存活用計画を策定すること。
 - ②旧八幡市民会館への埋蔵文化財センターの移転計画は中止し、市民会館としての機能を

- 存続させ再開すること。
- ③市民の財産である市内の伝統文化・芸能・まつり等の保存・継承・振興のために、予算増を含めて支援を強めること。
- ④乱開発から文化遺産を保護するため、調査・保存対策をすすめること。
- ⑤小倉南区の城野遺跡は、その価値を発揮するよう整備・活用すること。
- (2) 市民センターの施設、設備を拡充し、市民が利用しやすい運営に努めること。
- ①外壁工事、屋上防水工事、空調設備の改修など、利用者の安全にかかわる老朽化対策は期限を定めて実施すること。
- ②市民センター大規模改修、長寿命化計画を策定するとともに、各施設のバリアフリー化をすすめること。
- ③市民センターの開館日及び時間を拡大し、日・祝日も使用できるよう改善すること。
- ④市民要望の強い地域においては、市民サブセンターの新設を積極的にすすめること。
- ⑤老朽化した「年長者いこいの家」の大規模改修・長寿命化をはかり、日常的な設備の改修を行うこと。地域への移譲は中止すること。
- (3) 文化・スポーツ予算を大幅に増やし、誰でも文化・スポーツに親しみ、楽しめるよう施設を拡充するとともにバリアフリー化をはかり、障がい者が利用しやすい施設とすること。併せて市外在住者にも市内在住者と同様の障がい者減免を実施すること。北九州市民球場に、高齢者や車椅子利用者のためのスロープ又はエレベータを設置すること。
- (4) 本市の文化芸術活動を支える鑑賞団体への支援を行うこと。施設・設備使用料助成は主催者の持ち込み機材も対象とするなど、団体の要望を十分取り入れること。
- (5) 空き店舗施設の活用など、市民が身近なところで音楽や演劇などを鑑賞し、自ら練習・発表できる場の確保など支援すること。

■個人の尊厳とジェンダー平等のために

政府は2022年1月、世論に押されて男女賃金格差の情報を開示することを決めました。男女の賃金格差は年収で240万円、生涯賃金は1億円にも上ります。政治家がセクハラ・暴言を続けるなど、我が国の様々な分野に存在する根強い性差別が表面化しています。

世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数2023」で日本は調査対象146カ国中125位で、主要7カ国(G7)で最下位です。前年(146カ国中116位)から9ランクダウンし、順位は2006年の公表開始以来、最低となりました。夫婦同姓を法律で義務付けているのは世界で日本だけであり、セクハラ禁止・処罰規定を持つ法律がないのはOECD諸国でハンガリーと日本だけです。日本はジェンダー後進国にとどまり続けています。

また、コロナ禍で女性の自殺と、DV・性暴力の相談件数が増加し、女性の貧困は深刻さを増しており、特別な支援が必要です。

- (1) 国に対し、早急に選択的夫婦別姓制度の導入を要請すること。
- (2) 「改正」男女雇用機会均等法に基づき、女性への採用差別や賃金格差、妊娠・出産による退職強要や昇給・昇進差別などをなくすよう、関係機関と連携して、企業への働きかけを

強めるとともに、相談・救済のための対策をすすめること。国に対し、男女の賃金格差の情報を公開するよう求めること。

(3) 女性副市長を中心に、総合的なジェンダー平等のための施策を推進すること。

①市政に関する企画・立案部門をはじめ、広く女性幹部職員の登用率を高めること。

②各種審議会委員の任用にあたっては、女性団体に広くよびかけ透明な基準で女性の登用を促進すること。

③母子寮の整備・増設をすすめ、支援が必要な母子に届くよう各機関が連携を図ること。

④学校教育を通してジェンダー平等の教育を徹底し、性別役割分業意識やジェンダー差別をなくす積極的な学習内容への改善に努めること。

⑤民間の職場を含めて「セクハラ・パワハラ・マタハラ」等の防止対策を徹底するよう働きかけるとともに、相談体制の充実をはかること。

⑥DV法、ストーカー規制法などにもとづき、相談体制の充実、シェルター設置など被害者の自立支援体制を強化し、女性への暴力根絶に取り組むこと。あわせて、民間支援団体への助成金の充実など、支援を強めること。

(4) 毎月第1、3水曜日の9時から12時に限られているトランスジェンダーについての相談窓口について、メールや市公式LINEなども活用し、土日の相談を可能とすること。相談者を市内外の当事者団体に紹介し、日常的に相談交流できるよう工夫すること。

(5) トランスジェンダーについての相談窓口は毎月第1、3水曜日の9時から12時に限られている。メールや市公式LINEなども活用し、土日の相談を可能とすること。相談者を市内外の当事者団体に紹介し、日常的に相談交流できるよう工夫すること。

(6) 性暴力被害支援センター・ふくおかの周知をあらゆる世代を対象におこなうとともに、本市独自の相談・支援体制を充実させること。

■市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと

採算のとれないハコ物、市民の役に立たない事業への税金投入をやめて、市民に開かれたガラス張りの行政の実現と、誰もが納得できる税金の使い方に改革することを求めます。市の公共工事や各種事業の実施にあたっては、関係者の意見をよく聞き、住民合意を十分にはかりながらすすめることができます。

(1) 本体工事だけで3,500億円の事業費を要する巨大開発として新たな段階に入った「下関北九州道路」は、その必要性、採算性、安全性において妥当性を欠く事業であり、計画を中止すること。

(2) 市民に開かれた公正で民主的な行政運営を行うこと。

①国が多額の税金を投入してすすめる「マイナンバー制度」は、年金、介護、雇用、納税・給与の情報に加えて、2021年10月からは健康保険証と一体化して、診療情報の取り込みを狙っている。さらに今後は運転免許証との一体化も進められようとしている。この制度によってさまざまな個人情報が「芋づる式」に引き出され、国民の権利を危険に陥れることができが懸念されており、国に対し、中止するよう要請すること。

②各種審議会の委員構成は、公募による市民の割合を増やし、原則として委員会を全面公

開すること。

- ③市政上の重要な課題、地域や市民生活に重大な影響を及ぼす問題について、市民が意思を表明する機会を保障するため、永住外国人を含む住民投票制度の創設を検討すること。
 - ④法的根拠を失った同和行政は“終結宣言”を行い、直ちに全面的に終結させること。2016年12月成立の部落差別解消推進法にかかる付帯決議に基づき、人権意識調査は実施しないこと。
 - ⑤指定管理者が運営している公共施設については、その設置目的が十分に果たせるよう、情報公開を徹底し、運営の透明性、市民の利便性を確保すること。指定管理者で働く人の賃金・労働条件の安定をはかるために、市からの委託料の賃金上昇分の反映額を示すことや人件費の公開を行うこと。社会保険労務士によるモニタリングを実施し、労働関係法遵守の本格的な取り組みを行うこと。
 - ⑥自治体 DX・デジタル市役所推進計画において、本市独自の市民サービスを低下させないため、国による17項目のシステム標準化・統一化を行わないこと。また、デジタル化による区役所窓口や人員削減を行わないこと。高齢者や障がい者がデジタル化で排除されないように、窓口での対面対話を充実するなど十分な配慮を行うこと。
 - ⑦便利さを売り物にしている八幡東区での「スーパーシティ構想」は、ビックデータなどの個人情報を実施主体の企業に利用されるおそれなど、個人情報漏洩が懸念されるとともに、地域住民の意思を反映する仕組みが欠けていることから、計画は中止すること。
 - ⑧SDGsや地方創生についての本市計画については、北九州市の人口減少の要因である非正規雇用、最低賃金、中小企業支援など市民所得向上の視点を持ってすすめること。
- (3) 自治基本条例は、「市民が主役」の市政運営を基本に、市民の権利と行政の公的責任を明確にして運用するとともに、公共施設マネジメントなど計画段階から市民参加で進めよう見直すこと。引き上げられた公の施設の利用料、縮小された高齢者の減免制度をそれぞれ元に戻し、有料化した学校施設は無料に戻すこと。
- (4) 市長の退職金制度を完全に廃止すること。
- (5) 新たな「行財政改革」により、市民サービスを後退させないこと。市民負担の軽減に向けて、あらゆる行政努力を傾注すること。
- ①職員の削減により、過労死ラインを超える長時間労働が続いている、職員の命と健康を守るために、非正規雇用をやめて、必要な職員を増やすこと。
 - ②保健所の削減や公立病院の民間移譲などで、公衆衛生・医療の体制が弱体化したことが新型コロナ感染拡大の要因となってきた。保健所では、コロナ感染拡大で、派遣会社に入院調整など業務が外部委託され、夜間に保健師や医師が常駐していないなど保健所の感染症対策の根本に係る問題が発生しており、職員増員や保健所の増設を行うこと。また、市立病院の運営を市が直接責任を持つ形態に改めること。
 - ③市の公共料金の安い引き上げは行わないこと。水道料金体系を、一人暮らしの高齢者等小口使用者に配慮し、さらなる見直しを行うこと。生活保護世帯への下水道基本使用料金の減免制度は継続すること。
 - ④市職員の資質・専門性の向上をはかり、職員間のコミュニケーションの向上、連携強化など、職場環境の改善をはかること。公益通報制度の適切な活用を通じて、不祥事防止を徹底すること。成果主義賃金導入を中止すること。

- ⑤市税及び国保料など税外債権の徴収率向上のために設置された東部及び西部の市税事務所について、市民の利便性やサービスの低下、及び強権的な徴収、並びに職員の労働強化を引き起こさないよう、業務の検証を行うとともに、必要に応じて改善すること。また、市民税の徴収並びに換価の猶予制度、減免制度を市民に周知すること。
- (6)各区の特性を生かした施策をすすめるため、各区役所の機能と裁量を拡大するとともに、それを保障するため予算の増額をはかること。
- (7)防犯カメラの設置、運用にあたっては、市民のプライバシー侵害や自由な活動の制限につながらないよう、十分配慮すること。
- (8)市民が気軽に問い合わせできるよう、市役所に代表電話を設置すること。区役所の交換を廃止しないこと。
- (9)各種委員の選出にあたっては、準公選制の導入を含め、市民の参画を保障するための措置を検討すること。
- (10)市民の声を市政に反映させるため、(仮称)「お出かけ市長室」などを通じて市民との日常的な対話をすすめること。また、正確な情報を市民に広報するため、情報公開をさらに徹底すること。なお、「市政だより」等の行政情報が、町内会加入の有無を問わず市の責任において住民に届けるように改善すること。
- (11)永住外国人の地方参政権を保障するため、国に制度改善を要請すること。
- (12)悪徳商法、振り込め詐欺、多重債務等の被害から市民を守るため、相談体制をよりいっそう充実すること。
- (13)個人情報保護の観点から、公的施設の利用申し込みに際しては、生年月日の記載を求めないよう改善すること。
- (14)公募型プロポーザル方式は、価格優先の点数を見直し、透明性を確保するためのルールづくりを行うこと。

以上、提案致します。